

新潟市地域福祉計画 成年後見制度部分 素案

第1章

計画概要

2 計画の位置づけ

1. 関係法令による位置づけ

2016年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）第5条により、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ、主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第23条第1項では、市町村は、当該市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「地方成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めるよう努めることとされ、本計画は「地方成年後見制度利用促進基本計画」としての位置づけを有します。

成年後見制度利用促進法

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村の講ずる措置）

第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 計画期間と評価について

2021年度から2026年度までの6年間とします。

第5章「具体的な取り組み」には、主に現在新潟市で取り組んでいる内容を記載しており、その取り組みを継続するとともに、計画の進捗管理等の中で必要に応じて見直していくこととします。

第2章

本市の現状

【成年後見制度関連】

1 制度の利用状況

新潟家庭裁判所本庁管轄における成年後見制度利用者数は増加傾向であり、そのうち、後見類型の割合が最も高く、新潟市においても、後見類型の割合が最も高くなっています。

また、成年後見人等と本人の関係では、平成 25 年に第三者後見人の件数が親族後見人の件数を上回り、その差は年々大きくなっています。

1. 成年後見制度利用者数

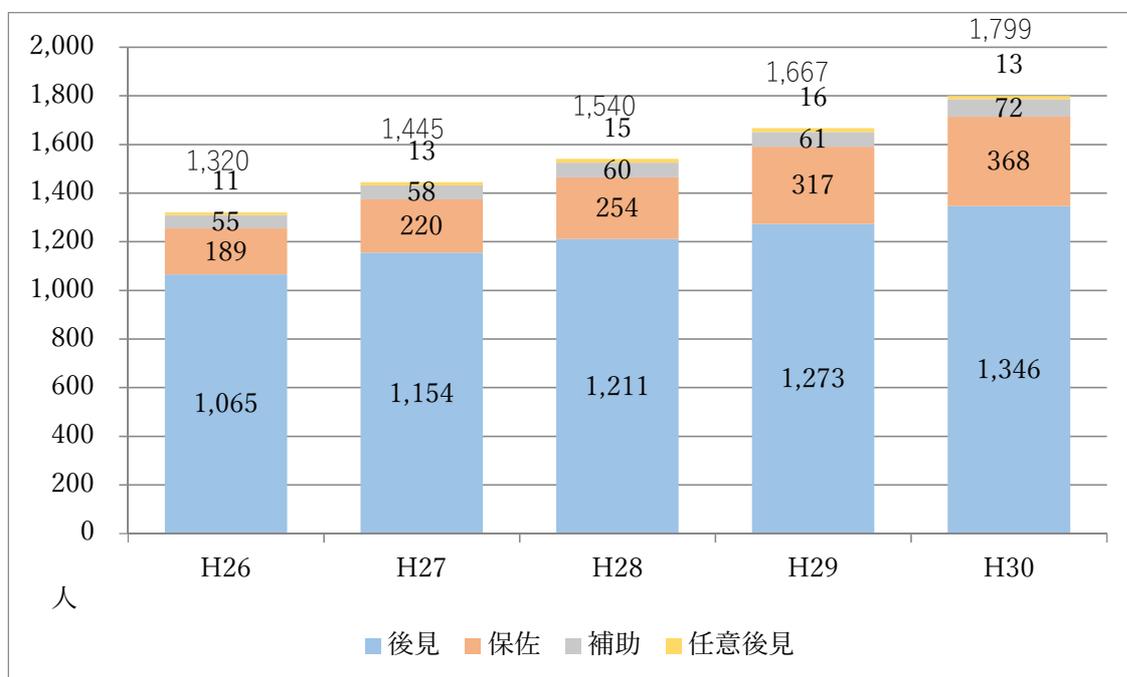
※令和元年 10 月 31 日時点

後見	保佐	補助	任意後見	合計
1,322	431	86	10	1,849

出典：新潟家庭裁判所

2. 新潟家庭裁判所本庁管轄（※）における成年後見制度利用者数の推移

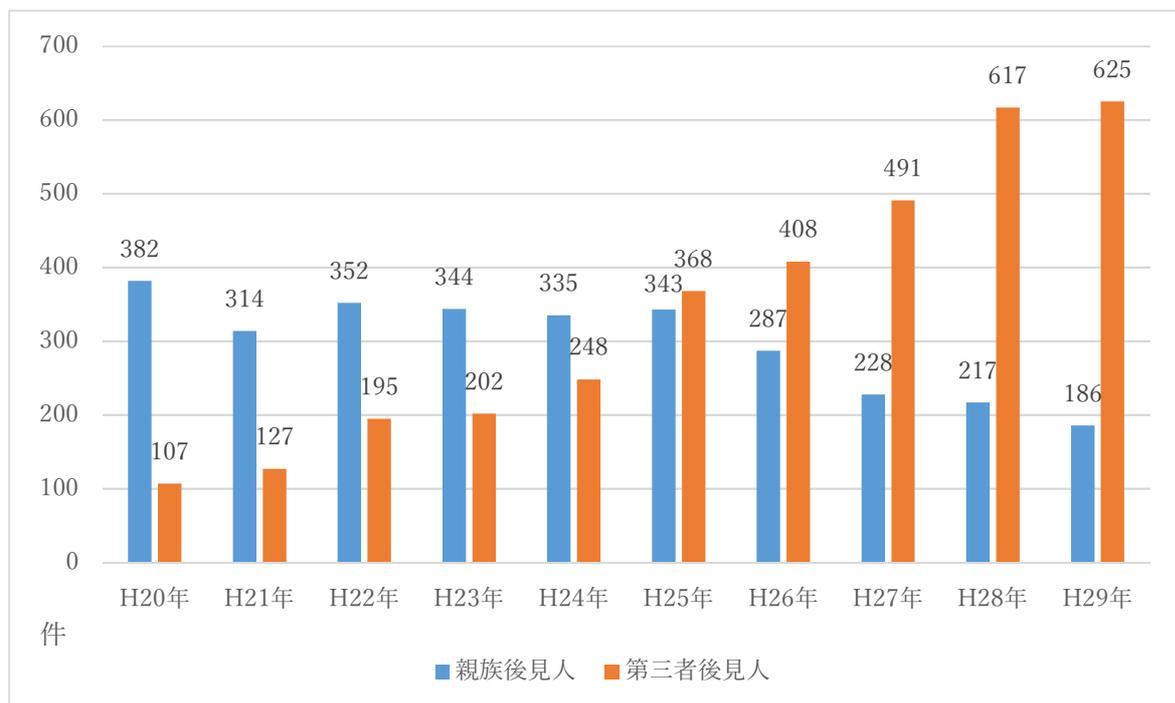
※新潟市、五泉市、燕市、阿賀町、弥彦村を管轄。各年度 5 月末日時点。平成 26 年度は 5 月 30 日時点



出典：新潟県社会福祉協議会 平成 30 年度成年後見制度に関する実態把握調査結果

3. 新潟家庭裁判所本庁管轄における成年後見人等と本人との関係別件数の推移

※その年に選任された件数。件数は概数である。



出典：新潟県社会福祉協議会 平成 30 年度成年後見制度に関する実態把握調査結果

2 市民後見人の養成状況

平成 24 年から市民後見人養成研修を開催し、平成 30 年度までに 133 名が研修を修了しています。研修修了者の多くは、新潟市社会福祉協議会が実施する法人後見事業の後見支援員として活動しています。なお、平成 28 年度以降は隔年で研修を実施しています。

4. 市民後見人養成研修修了者数の推移

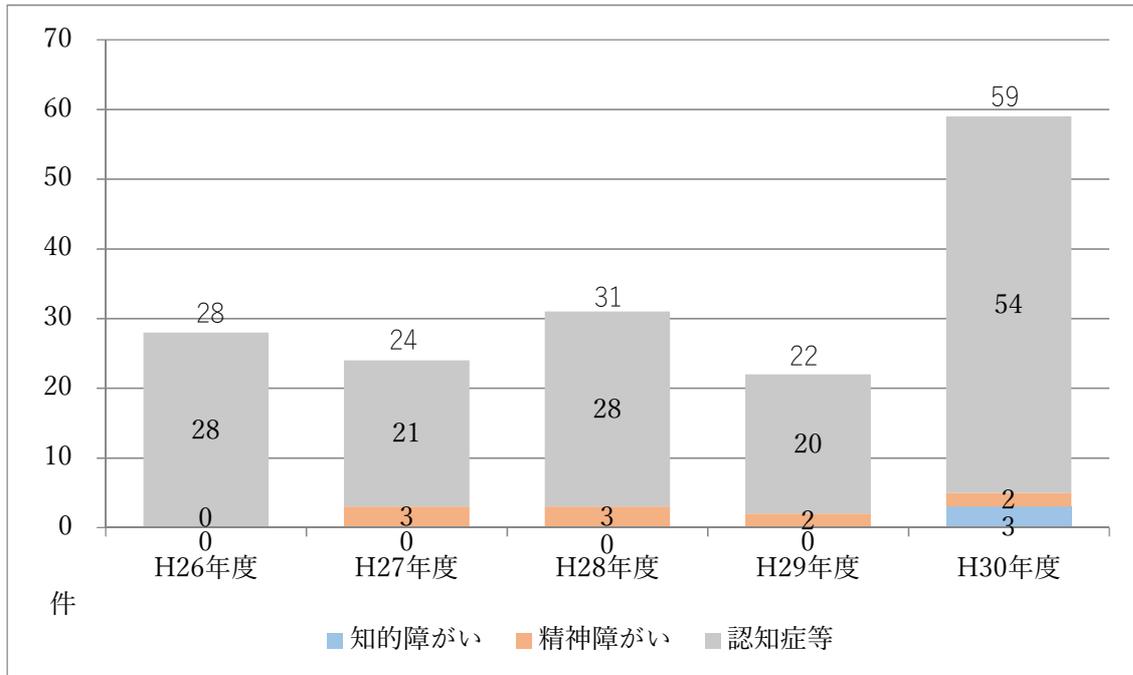
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
市民後見人 養成研修修了者	36	22	21	29	0	25	0	133

出典：福祉総務課

3 市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の状況

市長申立て数及び費用助成額と成年後見制度利用支援事業（申立費用助成件数・額）は年度によりばらつきがありますが、成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数・額）は増加しています。

5. 市長申立て数及び費用助成額の推移

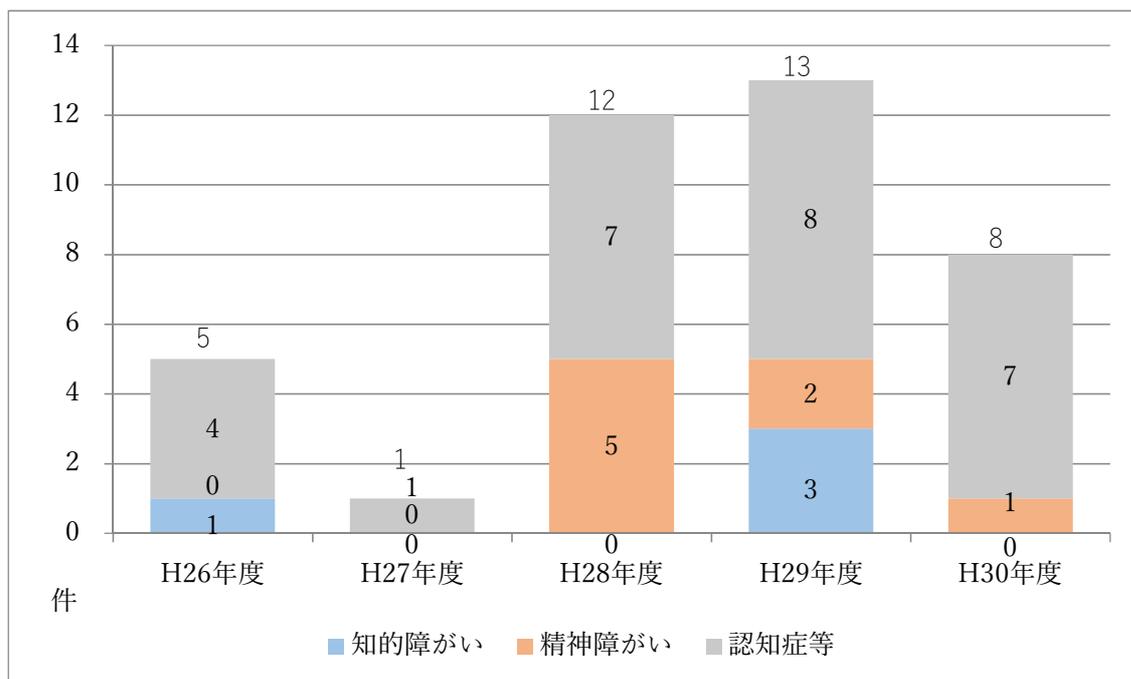


単位：件、円

年度		H26	H27	H28	H29	H30
認知症等	件数	28	21	28	20	54
	金額	267,852	152,000	323,229	223,292	601,353
精神障がい	件数	0	3	3	2	2
	金額	0	23,640	19,200	18,200	12,800
知的障がい	件数	0	0	0	0	3
	金額	0	0	0	0	25,736
合計	件数	28	24	31	22	59
	金額	267,852	175,640	342,429	241,492	639,889

出典：障がい福祉課、高齢者支援課

6. 成年後見制度利用支援事業（申立費用助成件数・額）の推移

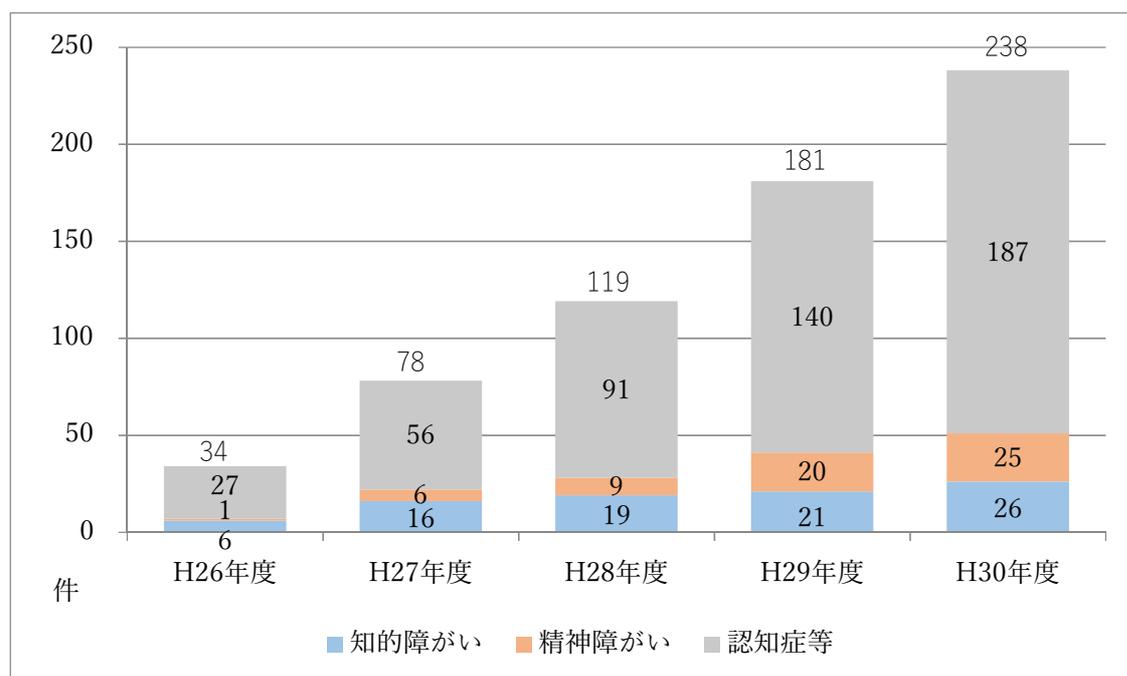


単位：件、円

年度		H26	H27	H28	H29	H30
認知症等	件数	4	1	7	8	7
	金額	45,416	10,800	66,146	77,318	80,962
精神障がい	件数	0	0	5	2	1
	金額	0	0	116,023	19,316	14,350
知的障がい	件数	1	0	0	3	0
	金額	5,300	0	0	32,662	0
合計	件数	5	1	12	13	8
	金額	50,716	10,800	182,169	129,296	95,312

出典：障がい福祉課、高齢者支援課

7. 成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数・額）の推移



単位：円

年度		H26	H27	H28	H29	H30
認知症等	件数	27	56	91	140	187
	金額	7,029,869	13,583,850	20,650,222	32,697,788	44,060,951
精神障がい	件数	1	6	9	20	25
	金額	247,000	1,437,935	2,254,000	4,691,000	6,010,000
知的障がい	件数	6	16	19	21	26
	金額	1,682,627	3,755,861	4,867,596	5,259,000	6,290,000
合計	件数	34	78	119	181	238
	金額	8,959,496	18,777,646	27,771,818	42,647,788	56,360,951

出典：障がい福祉課、高齢者支援課

第3章

国等の動向

【成年後見制度関連】

1 成年後見制度利用促進法

認知症や障がいがあることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題となっていました。

しかし、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度利用促進法が2016年5月に施行されました。

2 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法の施行をうけ、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、2017年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

第4章

基本理念・基本目標

1 基本理念

みんなで創ろう だれもがつながり支えあい

自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市（まち）『にいがた』

現計画の理念を踏襲しながら、さらに地域共生社会の実現を目指し、「つながり」「支えあい」やネットワークを強化する視点、お互いの個性や多様性が尊重されるという視点を加えたもの。

2 基本目標

1 認めあい、支えあう意識を持った地域づくり

- ・地域で困りごとのある人に気づく、見つける
- ・お互いを認め尊重する、新たな気づきや意識の醸成

2 つながり協働する地域づくり

- ・気づいた困りごとのある人を支援機関につなぐ
- ・関係者・機関で情報共有し、連携・協働して支援する
- ・ネットワークの拡大が新たな気づきや資源の創造へ

3 だれもが活躍できる地域づくり

- ・多様な主体が連携し、だれもがそれぞれの個性や強みを生かして地域の一員として活躍する

4 健康で安心・安全に暮らせる地域づくり

- ・気づき、つながり、活躍を続けるための土台として、地域住民が健康に生活できること、安心・安全な地域を作ることが不可欠

第5章

具体的な取り組み

成年後見制度の推進

1 取組内容

認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分で、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい人が、成年後見制度を利用することにより、尊厳をもってその人らしい生活を継続できるよう、必要な支援等を実施します。

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

支援が必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として必要な時に成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークを構築します。

地域連携ネットワークは以下の3つの役割を念頭に、必要な支援を実施します。

(1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

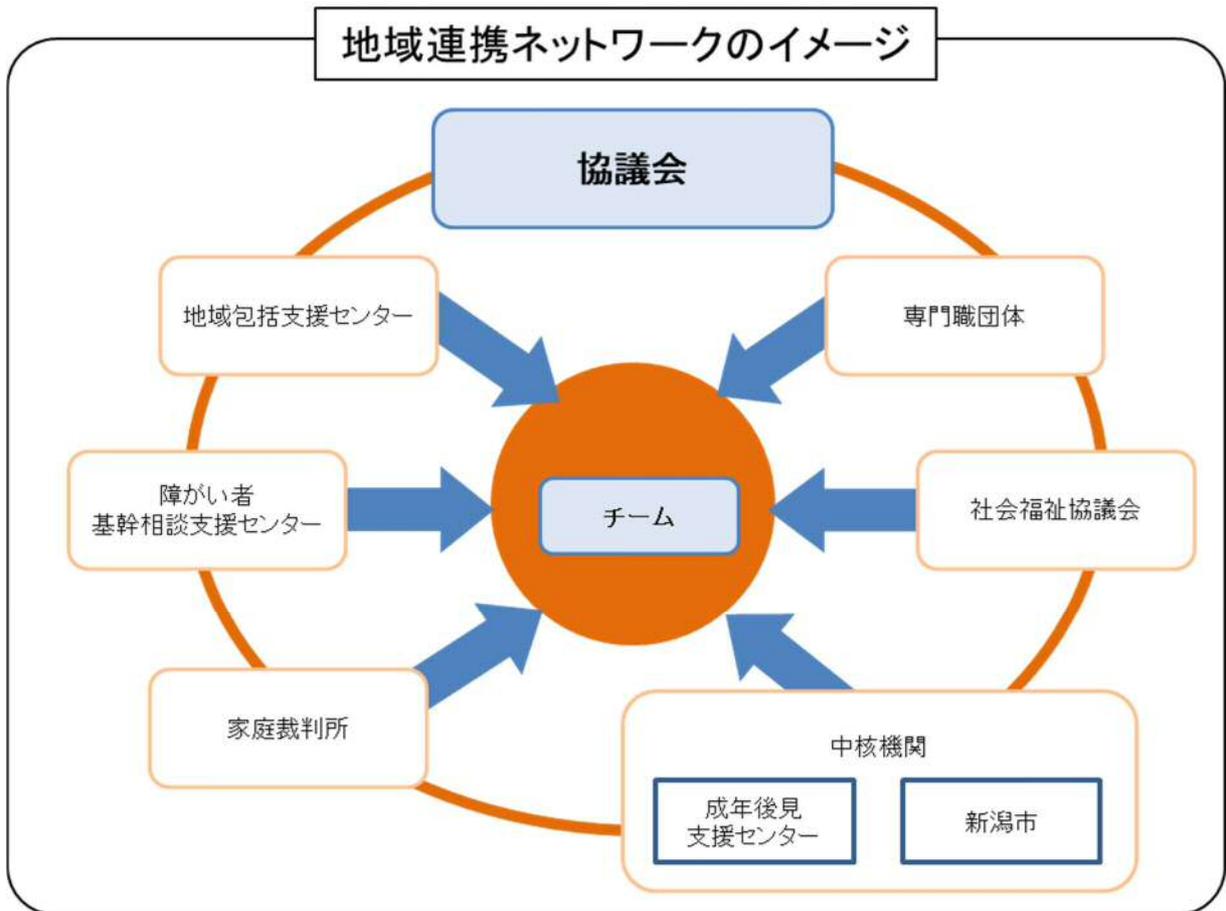
制度の広報・周知を通じ、関係者や市民の制度理解を促進し、声を上げることができない人を含む、成年後見制度などの権利擁護支援の必要な人が速やかに必要な支援につながるよう努めます。

(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

制度に関する相談窓口を設置し、権利擁護支援の必要な人が速やかに相談することができるとともに、判断能力があるうちから、保佐・補助、任意後見等の利用を含め、将来のことを相談することができるよう努めます。

(3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度が、本人の意思を尊重し、身上保護を重視した制度となるよう、必要な支援等を実施します。

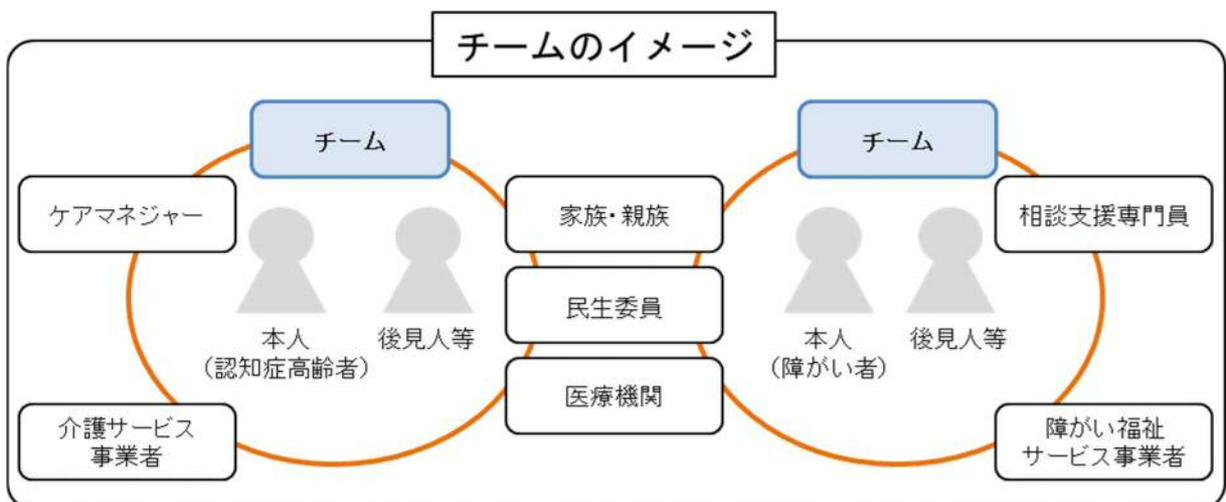


2. 協議会及び中核機関の整備

(1) チームとは

協力して日常的に支援が必要な人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのことです。

後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結び付ける役割を果たし、後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と連携し、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

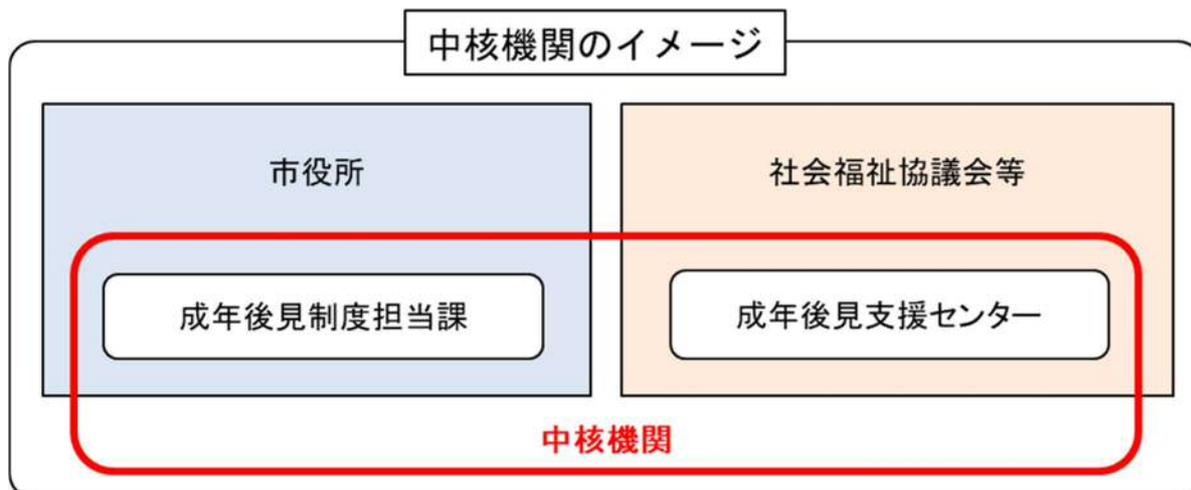


(2) 協議会の整備

後見等開始の前後を問わず、チームに対し必要な支援をするため、行政や司法、専門職団体、関係団体等による協議会を整備します。

(3) 中核機関の整備

協議会の事務局としてコーディネートを担う中核機関に、新潟市が委託する新潟市成年後見支援センター（以下「成年後見支援センター」という。）及び新潟市を位置づけ、協議会に参画している団体の連携強化を図り、円滑にチームを支援する体制を整えます。



3. 地域連携ネットワークの機能

16 ページの地域連携ネットワークの 3 つの役割を実現するため、地域連携ネットワーク全体で協力・分担し、次の 4 つの機能を担います。

なお、4 つの機能に基づく取り組みを進め、成年後見人等の支援者が孤立することなく相談を受けられる体制や、チームや協議会で成年後見人等の不正の兆候等を把握したときに情報共有できる体制を整備することにより、不正の防止にもつながります。

地域連携ネットワークの 3 つの役割	4 つの機能
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	(1) 広報機能
早期の段階からの相談・対応体制の整備	(2) 相談機能
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	(3) 成年後見制度利用促進機能
	(4) 後見人支援機能
	(不正防止効果)

(1) 広報機能

声を上げることができない人を含む、権利擁護支援の必要な人が速やかに必要な支援につながるよう、制度の周知に努めます。

【取組内容】

事業名等	担当課	内容
パンフレットの作成・配布	福祉総務課	成年後見支援センターのパンフレットを作成・配布します。
ホームページによる制度周知		制度周知のためのホームページを作成・管理します。
講演会等の開催		制度周知のための講演会等を開催します。
研修会等への講師派遣		市民や地域団体、関係団体が開催する研修会等に講師を派遣します。

(2) 相談機能

判断能力があるうちから、または不十分になった早期の段階から、制度についての相談ができる窓口を設置するとともに、関係団体等の制度理解を深め、相談窓口の充実に努めます。

【取組内容】

事業名等	担当課	内容
一般相談の実施	福祉総務課	成年後見支援センター等の相談窓口で制度に関する一般的な相談に応じます。
専門相談の実施		弁護士・司法書士等による専門相談を実施します。
カンファレンスへの相談員の派遣		カンファレンスへ相談員を派遣し、必要な支援を実施します。
申し立て支援の実施		家庭裁判所への申し立てに関する相談に応じ、支援します。

(3) 成年後見制度利用促進機能

ア. 受任者調整（マッチング）等の支援

市長申立ての際、家庭裁判所へ候補者を推薦します。また、親族後見人候補者等からの相談を受け付け、家庭裁判所と連携し、支援します。

【取組内容】

事業名等	担当課	内容
一般相談の実施(再掲)	福祉総務課	成年後見支援センター等の相談窓口で制度に関する一般的な相談に応じます。
専門相談の実施(再掲)		弁護士・司法書士等による専門相談を実施します。
家庭裁判所との情報交換		定期的に家庭裁判所と情報交換します。
市長申立ての候補者推薦	障がい福祉課 高齢者支援課	市長申立ての際、家庭裁判所へ候補者を推薦します。

イ. 担い手の育成・活動の促進

市民後見人養成研修を実施するとともに、法人後見支援員として活動する同研修修了者に対するフォローアップ研修を実施し、担い手を育成・支援します。

【取組内容】

事業名等	担当課	内容
市民後見人養成研修の実施	福祉総務課	担い手養成のため、市民後見人養成研修を実施します。
フォローアップ研修の実施		市民後見人養成研修修了者の資質向上のため、フォローアップ研修を実施します。

ウ. 日常生活自立支援事業等関係制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業利用者のうち、判断能力が低下した人に対し、保佐・補助類型を含む成年後見制度へのスムーズな移行に努めます。また、低所得者等についても制度を活用できるよう、市長申立てや成年後見制度利用支援事業を実施します。

【取組内容】

事業名等	担当課	内容
成年後見制度利用支援事業の実施	障がい福祉課 高齢者支援課	制度を利用するうえで必要な費用負担が困難な人に助成します。
市長申立ての実施		本人や家族が後見等開始の申し立てができない場合、市長が申し立てます。

(4) 後見人支援機能

親族後見人等からの日常的な相談に応じ、家庭裁判所と連携し、本人の意思を尊重し、身上に配慮した事務が行われるよう支援します。また、専門的知見が必要な場合、専門職団体等と連携し支援します。

【取組内容】

事業名等	担当課	内容
一般相談の実施(再掲)	福祉総務課	成年後見支援センター等の相談窓口で制度に関する一般的な相談に応じます。
専門相談の実施(再掲)		弁護士・司法書士等による専門相談を実施します。
家庭裁判所との情報交換(再掲)		定期的に家庭裁判所と情報交換します。

2 目標

1. 目標

判断能力が不十分な人が、尊厳をもってその人らしい生活を継続できる地域となるよう、前述の4つの機能に掲げた取り組みを進めます。

また、そのような地域の実現のため、以下を関係指標として定めます。

指標	令和元年度 (2019)	令和8年度 (2026)
成年後見制度を知っている人の割合	57.2% (※)	増加
自身や親族が認知症等になり判断が十分にできなくなった時、成年後見制度を利用したいと思う人の割合	47.1% (※)	増加
成年後見制度利用者数	1,849人 (10月31日時点)	3,000人
市民後見人養成研修修了者数 (延べ数)	150人	280人

※令和元年度新潟市の地域福祉に関するアンケート結果より

(参考) 関係指標根拠

○成年後見制度利用者数

	実績値					推計値		
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
家裁本庁所管 制度利用者数	1,320	1,445	1,540	1,667	1,799	1,919	2,039	2,159
増加数		125	95	127	132	120	120	120

H27～H30増加数平均 = 120

7年後の推定増加率163%

よって、1,849人 × 163% = 3,013人

○市民後見人養成研修修了者数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
養成研修 修了者数	36	22	21	29	0	25	0	17	150

8年間で150人養成

$150 \div 8 \times 7 = 131$ 人(7年間の養成数)

よって、150人 + 131人 = 281人

資料編

1 用語解説

【か行】

・カンファレンス

関係者が集まり、適切な支援を検討する会議。

【さ行】

・市長申立て

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合などに市長が申立てすること。

・市民後見人

成年後見人等になった親族以外の市民のこと。

・身上保護

成年後見人等が、本人の身上の状態や生活の状況に配慮し、医療や介護サービスの契約等の手続きを行い、本人を支援するもの。

・親族後見人

成年後見人等になった親族のこと。

・成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用する場合に必要な経費負担が困難な場合、市が助成する制度。

・成年後見人等

後見人、保佐人、補助人の総称。

後見人は常に判断能力が欠けている人、保佐人は日常の買い物程度はできるが重要な財産行為は常に他人の援助を受ける必要があるなど著しく不十分な人、補助人は重要な財産行為について自分で適切に行うことができるか心配など判断能力が不十分な人に選任されます。

・専門職団体

弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士等の団体。

【た行】

・第三者後見人

成年後見人等になった親族以外の第三者のこと。

【な行】

・日常生活自立支援事業

判断の能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

・任意後見

本人の判断能力があるうちに、将来、判断の能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に代理権を与える契約を締結しておくもの。

【は行】

・法定後見

家庭裁判所の決定により成年後見人等を選任する制度。本人や親族が家庭裁判所に成年後見人に申し立てます。本人の判断能力の度合いで「後見」「保佐」「補助」の類型に分けられます。